

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護) デイサービスセンター すずらんの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共和会が設置するデイサービスセンター すずらんの里(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月8日条例第2号)及び、「知多北部広域連合指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月8日条例第3号)に定める内容(以下「条例基準」という。)を遵守し、事業を実施する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター すずらんの里
- (2) 所在地 大府市梶田町二丁目 70 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
生活相談員 1名以上(常勤換算)
看護職員又は介護職員 1名以上(常勤換算)

機能訓練指導員 1名

従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分より午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1単位 12名

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

- (1) 第8条の介護計画の作成
- (2) 通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

- ① 移動の介助
- ② 養護(静養)
- ③ その他必要な介護

イ 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ① 運動機能回復訓練
- ② 口腔機能回復訓練
- ③ レクリエーション
- ④ グループ活動
- ⑤ 行事活動
- ⑥ 園芸活動
- ⑦ 趣味活動
- ⑧ 地域活動への参加

エ 食事介助

- ① 食事の提供
- ② 食事の準備、後片付け
- ③ 食事摂取の介助
- ④ その他必要な食事の介助

オ 入浴介助

- ① 入浴又は清拭
- ② 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ③ その他必要な入浴の介助

カ 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

キ 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

- (3) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア 日常生活に関する相談、助言
- イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- エ 住宅改修に関する情報の提供
- オ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- カ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- キ 家族や地域との交流支援
- ク その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

- 第8条 管理者は指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。
- 2 管理者は、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験又は認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者に前項の介護計画の取りまとめを行わせる。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成する。
 - 3 管理者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。
 - 4 管理者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
 - 5 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

- 第9条 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。
 - (2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用
 - ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 250円
 - ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ以上 500円
 - (3) 通所介護にかかる食費については、次の額を徴収する。

昼食	726円
おやつ	78円
飲み物	25円
 - (4) レクリエーション活動材料費 月/200円
 - (5) おむつ代は、実費を徴収する。
 - 3 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(衛生管理等)

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。又、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的の実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は地域で定められた緊急病院に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、大府市、東海市、知多市、東浦町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

- 2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。
- 5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(苦情処理)

第14条 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、苦情が指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定地域密着型通所介護の質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下同じ。)第23条の規定により市町村及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町村及び知多北部広域連合からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町村及び知多北部広域連合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業者は、市町村及び知多北部広域連合からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村及び知多北部広域連合に報告する。
- 6 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は速やかに知多北部広域連合、利用者が居住する市町村、当該利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(情報の公表)

第16条 事業所において実施する事業の内容については、ホームページ、利用者又は家族への提供、事業所内の掲示、運営推進会議での報告において公表する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村及び知多北部広域連合に通報する。

(身体拘束)

第19条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第20条第2項の運営推進会議に報告する。

(地域との連携等)

第20条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、通所介護指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第21条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(非常災害対策)

第24条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年2回

2 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく市町村及び知多北部広域連合に通知する。

3 事業所が所在する知多北部広域連合外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所が所在する知多北部広域連合の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。

4 第12条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護等を紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則(最終変更以外省略)

この規程は、2025年6月1日に改訂する。